

國學院大學學術情報リポジトリ

Kijuro Shidehara and Article 9 of the Constitution of Japan : Reconsideration of the Shidehara idea and suggestion theory of Article 9 of the Constitution judging from Shidehara's diplomatic thought

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 種稲, 秀司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000844

幣原喜重郎と日本国憲法第九条

—幣原の外交思想からみる憲法第九条発想、提起説の再検討—

種 稲 秀 司

キーワード

幣原喜重郎 幣原外交 日本国憲法第九条 ダグラス・マッカーサー 不戦条約

はじめに

幣原喜重郎と日本国憲法に関する学術的研究は、制憲史の立場から憲法九条の成立過程を中心に行なわれている。古関彰一氏は幣原のアイディアをもとにマッカーサーが具体的な憲法としての条項化を指示したと論じている^①ほか、特筆すべきは佐々木高雄氏の研究である。佐々木氏は史学的手法を用いて、憲法九条幣原発案説を裏付けるに足る史料や証言が皆無として同説を否定した^②。憲法九条の制定過程をめぐる学術的な議論は、幣原が直接の発案者であったかどうかよりも、幣原がマッカーサー (D. MacArthur) GHQ最高司令官を動かしたという戦争放棄の「発想」「提起」が九条誕生の決定的な要因であったのかに焦点は移っているといえる^③。

幣原の「発想」「提起」に重きを置くのが深瀬忠一、河上暁弘両氏である。両氏は幣原の外相時代の議会演説で表明された国際協調の理念やワシントン・ロンドン両軍縮会議を成功に導いた実績、幣原の自伝的作品で、戦争と戦力を放棄する憲法九条は自らの発案とした『外交五十年』の内容を根拠に、幣原の外交思想を論じて彼を憲法九条の「発想」「提起」者と位置づける^④。だが議会演説は公式見解に過ぎないし、『外交五十年』も二次史料という史料の欠陥に加え、同書が公刊された一九五一年四月はGHQによるプレスコードが行なわれ、幣原自身、「僕が思う存分書いたら、新聞は発行停止をくうかも知れませんが」という状況にあり、引用には注意が必要である^{⑤⑥}。

他方、幣原提案説を否定する佐々木氏や五百旗頭真氏は、マッカーサーに語ったとされる幣原の戦争放棄の内容は戦争抛棄条約（以下、不戦条約）レヴェルではなかったかと推測するだけで、幣原の思想的形成過程にまで踏み込むものではなく、物足りなさが残る。つまり、憲法九条幣原「発想」「提起」説を論ずるに足る幣原の思想的探求は、制憲史の立場からは十分になされていないのである。

幣原の思想的探求の鍵となる幣原外交の研究は、歴史学、政治学の立場からなされている。近年では、幣原は国際協調といっても死活的な利益の擁護を重視し、中国に対する門戸開放主義の適用も限定的で、国際連盟（以下、連盟）などの新外交秩序の拡充には消極的であったという非協調的側面が指摘されている。⁸だが、これらの研究のほとんどが幣原の対中国、東アジア政策に偏重しており、日本国憲法の前文が掲げる「平和を愛する諸国民」に日本の安全を委ねるという理念に関わる連盟や戦争違法化体制といった新外交秩序への対応となると極端に薄く、服部龍二氏の伝記的研究も戦争放棄の理想の内容、あるいはその形成過程についての考察を欠いている。⁹戦後（占領）期に焦点をあてた幣原研究で指摘されている、幣原の米軍の日本駐留の打診や再軍備への関心、米ソ冷戦下での親米・反ソ的思考は、¹⁰世界に先駆けた戦争と戦力の放棄という憲法九条の理想と両立し難いものがある。幣原のいう戦争放棄の理想とはどのような思想的背景の基に組み立てられたものなのか、憲法九条に直結する内容であったのか、憲法制定後も不変のものであったのか。

そこで本論では、幣原が戦争放棄を提案したとされる一九四六年一月二四日の幣原・マッカーサー会談の内容に関する史料は、マッカーサーの回想類と一九五五年頃作成の「羽室メモ」¹¹しかないという史料の限界を埋めるためにも、幣原が外交官時代に、日本国憲法の趣旨に密接な関係を持つ連盟や戦争違法化の動きにどのような対応を試みたのかという視点から、幣原の外交思想にアプローチする。¹²その上で、日本国憲法の制定過程を再検討し、さらにその後の幣原の言動の変容を読みとることで、憲法九条の平和主義が幣原の外交思想に合致するものであったのかを検証し、幣原の憲法九条「発想」「提起」説の再検討を試みる。

一 外交官・幣原喜重郎の国際連盟、不戦条約観

一九二四年七月一日、幣原は外相として初の議会演説で、相互の権利利益を尊重することを通じて「極東並太平洋方面ノ平和ヲ確保シ延イテハ世界全般ノ平和ヲ維持スル」共存共栄主義と、国際法秩序を重視する「外交政策ノ継続性」を訴えた。翌年一月二二日の議会演

説でも、今や世界は「国際的協力ノ時代」に入ったとし、日本も連盟の一員として世界に貢献する「重大ナル責任」を喚起した。⁽¹⁵⁾

これだけを見れば、幣原は新外交の旗手に見える。確かに彼の外交理念を表したものとされる「外交管見」でも、新外交の時勢に逆行することはできないと述べたが、一方で「政治は空想ではない」「政治家として最重要なる資質の一は実行可能な政策と不可能の政策とを識別する判断力」であるとした。⁽¹⁶⁾この言葉は新外交秩序を無視できないとの文脈で使われているが、連盟への協力を謳った一九二五年一月の議会演説では「理想ノ実現尚ホ前途遼遠」とつけ加えたように、⁽¹⁷⁾新外交秩序を手放しに歓迎していた訳ではない。

一九一八年秋、目睫に迫ったパリ講和会議で連盟の設立が議論されることになったが、外務次官であった幣原は「利害關係国相互の直接交渉によらず、こんな円卓会議で我が運命を決せられるのは迷惑至極だ」と語った。⁽¹⁸⁾講和会議で連盟規約第八条（軍縮条項）が議論された際、日本全権団は軍縮の基準を当初案にあった「国内の安全」から「国家の安全」に修正させて自衛力の保持を確保したが、⁽¹⁹⁾報告を受けた幣原はこれを「有益ナル修正」と評価した。⁽²⁰⁾また、幣原は連盟成立に伴う日英同盟不要論に対しても、第三国による侵略が発生した場合、連盟の安全保障機能の発動には連盟理事会の全会一致が必要である上、その決定も単に各加盟国に「具申」「提案」をするに過ぎないが、これに対して日英同盟は同盟国への兵力援助を義務とし、強制力において格段の差があるとした。⁽²¹⁾

外相就任後も、連盟総会で提起された侵略国への制裁を義務化する相互援助条約に関する一九二四年九月二八日の訓令で、侵略認定の困難などを理由に賛成できないとした。⁽²²⁾同年一〇月二日の連盟総会で採択され、自衛目的と連盟理事会・総会の同意を得た集団安全保障以外の戦争を禁止し、国際紛争の平和的解決を規定したジュネーヴ平和議定書にも、一九二五年二月の貴族院予算委員会の席上、坂本俊篤が連盟規約を強化する議定書は外相が平素強調している趣意からも歓迎すべきとしたのに対して、幣原は国際紛争の平和処理の觀念が深化していることは認めたが、議定書は「一足飛」である、「重大ナル緊切ナル利益ヲモ含ムヤウナ問題」までも国際機関にその解決を委ねることに慎重であらねばならないと答弁した。⁽²³⁾また八月の最終訓令では議定書の廃棄に賛成、「世界各国ノ国情地理關係各自異ルニ拘ラス詳細ナル規定ヲ以テ一律ニ之ヲ規律セムトスルハ從來ノ經驗ニ照シ容易ニ実現ヲ期シ難キ所」との訓令文に加筆して、議定書は「欧州時局ノ必要」に淵源を發するもので「極東方面ニ在テハ右必要ノ程度及情勢自ラ異ナル所アリ」と評した。⁽²⁴⁾連盟の一般軍縮に対しても、地域事情を参酌する規約第八条の精神を尊重して地域的に行なうべきだが、「一般政情ニ依リテ影響セラルル」としてソ連や内政が混沌としている中国の存在を理由に消極的であった。⁽²⁵⁾こうした消極姿勢は不戦条約に対しても同様であった。

幣原が濱口雄幸内閣の外相として入閣した直後の一九二九年七月二四日に不戦条約が発効、新聞談話で幣原は、条約は「人類の歴史に新時期を画するもの」、「世界の輿論」を背景にした「絶大なる道德的効力は何人も否定せぬであらう」と公言した。⁽²⁶⁾だが、一九二八年頃に外務省に提出した「幣原男私見」には、不戦条約は世界の人心に「好影響ヲ及ホス」とする一方で、「戦争ヲ全滅」するにはすべての国際紛争を仲裁裁判か、連盟の諸機関（総会、理事会、常設国際司法裁判所）で解決するシステムを整えなければならないが、主唱国たる米国のモンロー主義のために国際紛争の平和的解決や戦争防止は「実行ノ途ナキ」状態で、制裁の発動も「回避スルコトナキヤ」との疑問を呈しており、内部の政策議論では現実の機能性から公に声明した歓迎論とは正反対の懐疑的な見解を示していた。

その後、連盟総会では不戦条約の内容を反映して国際紛争の平和的解決の明文化と、違反国に対する理事会勧告に強制力を持たせるかを焦点とした連盟規約の改正が浮上した。幣原は審議には応じるものの、国際紛争解決のための戦争を放棄するとの原則のみを定めた条約の定義、解釈について各国で意見が分かれているために議論が紛糾する、非加盟国である米國抜き議論は非生産的として慎重な態度をとり、一定の自由行動を留保すべく「自衛権ニ基ク行為」は「当然認メラレ居ル」との解釈とともに、理事会勧告に強制力を持たせることに反対した。⁽²⁸⁾一九三〇年のロンドン海軍軍縮会議では、「防禦ニハ十分ナルモ侵寇ニハ不十分」との不脅威・不侵略・自衛能力の保持を求め、四月二二日の条約調印時の談話では国際協力により平和の確立を目指す世界の大勢を評価しつつも、「國際政局ニ於ケル現実ノ状態ヲ無視シテ一足飛ヒニ武備全廢ノ理想ニ到達スルノ事実不可能」と語った。⁽²⁹⁾また一九二五年にヨーロッパの地域的安全保障の枠組みであるロカルノ条約が締結され、一九二八年秋の連盟総会でロカルノ方式による地域協定の締結を推奨することを含んだ国際紛争処理一般議定書が採択されたが、幣原は太平洋ロカルノ構想には米國の参加が見込めず、「可能性全然無之モノ」と評した。⁽³⁰⁾

確かに、幣原は一九二九年九月に張継司法院副院長に、一九三一年夏にも陳友仁広州国民政府外交部長に日中不侵略協定の締結を示唆、⁽³¹⁾ロンドン海軍軍縮会議に際しても日本の立場を「一層有利」するためにフリーピン、オーストラリアとの不戦協定締結の意を示した。⁽³²⁾だが注意すべきは、第一に日中不侵略協定を提起しても、両國の紛争を解決するための仲裁制度の導入といったロカルノ条約のような具体的施策には触れていないことである。当時、外務省では日中間には政治的懸案が山積する上、中国は「不法」な革命外交を展開して前提となる「遵法的精神」を欠いているために、紛争解決システムなどの進歩的制度を導入できる状態にないとみていた。⁽³³⁾第二に、ロンドン海軍軍縮会議に際する不戦協定の提唱は補助艦対米七割を実現させる一手段で、一月一三日に対英打診が訓令されたが、英国は

応じなかったし、米国のモンロー主義を考えれば成算は低かった。幣原の不戦外交は、不戦を宣言するインパクトを重視したものであった。このほか、一九二九年中ソ紛争では中国が試みた紛争の連盟提訴に反対、一月三日にステイムソン (H. L. Stimson) 國務長官が不戦条約を喚起した声明を呼びかけ、三八カ国がこれに参加したが、幣原は同調しなかった。幣原は連盟に提訴したところで、ソ連は資本主義国の集団として敵視している連盟の喚問には応じない、連盟も武力介入はできず、中ソ直接交渉を勧告するのが関の山で、提訴は成長させるべき連盟を「困難ナル立場」に陥れる、不戦条約に関する声明も当事国を刺激するだけで逆効果とした。⁽³⁶⁾

幣原は後年、「国民が主権を持つ国家、これは存続するにちがいません」、「利害得失を離れて外交といふものはない」と語ったところからして、彼の根本的発想は、個々の主権国家は自らのインタレスト (利害関係) に基づいて行動するというリアリズムにあつた。⁽³⁷⁾

しかし、幣原は新外交の潮流に無頓着ではなかった。第一次外相期の幣原も含む日本外務省は、滿蒙権益の特殊性について西欧国際社会の理解を得るために、第一回万国平和会議 (一八九八年) 当時は国際司法制度の適用対象外とされた "vital", "essential" の語を用いて、日本にとって滿蒙権益が死活的である所以を訴えていたが、一九二〇年代中頃からロカルノ条約や国際紛争処理一般議定書の採択などを経て、この二語による留保への批判が高まると、田中外相期と第二次外相期の幣原は、滿蒙権益を意味する "vital", "essential" の語の使用を控える代わりに、日本は東アジアの安定に貢献する——その中に滿蒙権益の維持が包含される——とのレトリックを用いた。⁽³⁸⁾

幣原は日中不侵略協定構想や滿蒙権益の擁護を時代の潮流にあわせた地域秩序への貢献と言い換えるなど、公の席では新外交秩序への支持や配慮を表明したが、公にされない政策議論の場では新外交秩序の運用には消極的であつた。相互援助条約やジュネーヴ平和議定書などに後向きだつたのは多数大国も同様であつたが、新外交秩序を無視できない時勢に対して安全保障面における機能的欠陥、不安定な中ソ兩國を抱える東アジアの特殊性という現実から、幣原は新外交秩序に対して好意的見解を表明するイメージ外交を展開する一方で、リアリズムに重心を置いた慎重な態度で臨む二面的な外交指導を行なつた。これは憲法九条を考える上で看過できない特徴である。

二 幣原内閣と憲法改正問題

一九四五年八月、第二次世界大戦は終結した。終戦と前後して幣原の政界出馬を期待する声もあつたが、老齡の幣原は激務に耐えられ

ないとして出馬を否定、その代わりに九月初旬に「終戦善後策」を要路に托した。⁽⁴³⁾「終戦善後策」はポツダム宣言の履行、同宣言と終戦の詔書に基づく日本再建に加えて、米ソの不協和音に着目して「列国離合ノ動向ニ注視シ、好機ニ乗シテ局面展開ヲ図ル」ことと、敗戦原因の調査と統帥権の独立を改める、さらに自然科学研究の奨励と空襲被害を最小限にとどめる方法の研究、昔年のガス兵器同様、原子爆弾について国際法と人道の見地から注意を喚起するというものであった。憲法改正につながるのは統帥権の独立の見直しだけである。

幣原は九月下旬、昭和天皇が引見するニューヨークタイムズ記者のクルックホーン (F. Kluckhohn) の質問に答えるための回答案を草し、日本は武力によらず、文化面を通じた平和的な貢献で国際的な地位を回復することともに、「兵器を用いて、恒久平和を樹立し維持することはできない」、「平和問題の解決はすべて軍備に頼ることなく、戦勝国も敗戦国も、自由な諸国民の和解にある」とした。⁽⁴⁴⁾

だが、この回答案文が憲法九条に直接的につながるものとするのは早計である。ポツダム宣言には日本の非軍事化と民主化、「平和的傾向」を有する政府が樹立されるまでの連合国軍による日本占領が規定されており、同宣言は休戦・講和両協定の中間的性質⁽⁴⁵⁾講和後の日本のあり方を拘束すると考えられ、戦後日本は平和、文化国家として生きていく以外に選択肢がなかった。加えて、東久邇稔彦首相が終戦の詔書に鑑み、戦後日本は五カ条御誓文の精神のもと、「平和と秀でたる文化の新日本の建設に邁進」し、「世界の平和と文化の進運に寄与」すると表明、その内容が九月五日の第八八臨時議会開院式での昭和天皇の勅語と首相の議会演説で新国是として位置づけられた。⁽⁴⁶⁾つまり、幣原の回答案文の内容はポツダム宣言で規定され、その中で打ち出された新国是の範囲内にあるものに過ぎなかった。

一〇月五日、東久邇内閣は総辞職、翌日に後継首班の天命は幣原に降下、八日に幣原内閣が発足した。よく知られるように、幣原は憲法改正に消極的で、大日本帝国憲法は運用次第で民主化を達成できる、米国から憲法改正を強要された時は「武力にて敵する能はず、其の場合、之を記録に留めて屈服するの外なし」とし、一部閣僚が求めた憲法調査の着手にも応じなかった。⁽⁴⁷⁾連合国による憲法改正の強要は、占領者は現地の法律を尊重すべきとするハーグ陸戦条約第四三条や、日本人の自由な政体選択を認めたポツダム宣言第一二項に抵触するもので、実際問題としても食糧・住宅・経済危機への対応こそ喫緊で、憲法改正に取り組む余裕はなかった。

マッカーサーは占領の成功には天皇の権威利用が不可欠とし、憲法や統治機構の改革によって本国や関係国にある激しい天皇制批判を抑えるべく、九月末以降、近衛文麿副総理に憲法改正を示唆した。⁽⁴⁸⁾一〇月一日の幣原との初会談でもポツダム宣言の実行には「憲法ノ自由主義化」が必要と述べた上で五大改革指令を通知したが、幣原はこの程度なら憲法改正は不要と返した。⁽⁴⁹⁾むしろ幣原が民主化改革で

重視したのは、東久邇内閣の方針を継承して、すべての改革の前提となる立法院の民主化¹¹その出発点となる衆議院議員選挙法の改正であり、マッカーサーとの初会談直前の閣議では、一月初旬に召集する臨時議会で婦人参政権や選挙・被選挙権の年齢引き下げを含む最小限の修正を施した改正衆議院議員選挙法を成立させて解散、選挙後の特別議会を二月中旬に開く方針を決定した。¹⁰⁾

その一〇月一日、近衛は自らが内大臣府に入り、御用掛として憲法改正の調査を行なうことになった。幣原は憲法改正の発議者である天皇を助ける内大臣府の調査は当然としたが、午後の閣議で松本烝治（無任所大臣）が天皇の発議を受けて改正案を審議するのは議会であり、実質的には内閣の輔弼事項であると主張、多数閣僚が同調した。結局、一三日に宮中と並行して内閣も憲法改正の調査を行なうことになり、松本を主任とする憲法問題調査委員会（以下、松本委員会）の設置が決定した。¹¹⁾

松本委員会は憲法改正の必要が生じた場合に備えた調査研究を行なうこととしたが、松本は連合国の政治的要求などの情勢次第では総選挙後の特別議会で改正案提出を余儀なくされるとの含みで作業を進めた。¹²⁾松本は一月一六日の記者会見でも、情勢次第では総選挙後の特別議会に憲法改正案を提出するが、ベストは衆議院総選挙と貴族院令の改正で貴衆両院を一新した後の一九四六年一二月に始まる通常議会での憲法改正案の提出であると述べ、幣原も議会で同様の答弁をなした。¹³⁾

一月二七日に始まった第八九臨時議会で憲法改正問題に注目が集まったが、幣原は二八日の施政方針演説で憲法改正に触れず、相次いだ憲法改正問題への質問にも松本委員会で検討中として明答を避けた。¹⁴⁾だが憲法改正に関する追及を無視できず、松本は一月八日の衆議院予算委員会で四原則を表明した。これは天皇大権を縮小して議会の権限を拡充する、責任内閣制を明確化し、国民の自由、権利の強化を趣旨とし、一日には帝国憲法第一―四条の原則を変えないと説明、翌年一月九日の記者会見で憲法の改正は必要な条項にとどめ、統帥権の独立廃止や責任内閣制により民主化を達成する、第一―四条は字句の修正を除いて改正の意はないと説明した。¹⁵⁾

改正衆議院議員選挙法は二月一七日に公布され、翌日に衆議院は解散、告示を待つて総選挙が行なわれるかに見えたが、GHQは二〇日に総選挙の延期を、翌年一月四日に公職追放を指令した。公職追放令は戦犯容疑者に加え、陸海軍や戦時体制組織で要職を務めた者の追放と総選挙の立候補資格を剥奪するもので、閣内では次田大三郎書記官長ら五名が該当、衆議院で過半数を占め、事実上の与党であった進歩党では町田忠治総裁以下の幹部は壊滅状態となった。総選挙での議席増を目指していた自由党、社会党は色めき立ち、内閣総辞職を要求、鳩山一郎自由党総裁は自社連立の意向を表明した。「極左派に有利」な「無血革命」であった。¹⁶⁾

幣原は年末から感冒にかかり、肺炎を併発、病床にあつたが追放令に憤慨、一月一日朝に総辞職を決心したが、松村謙三農相から新内閣の組閣人事でマッカーサーの干渉を受ければ「悪い習慣を造る」上、「過激な思想家」によつて掻き回されるとして留任を求められると、内閣改造による政権続投を決意した。⁽³⁸⁾だが一三日にGHQは三月一五日以降の総選挙の実施を許可、進歩党の苦戦は確実なのに対して、大幅な議席増が見込まれる社会党は幣原内閣の即刻退陣を、自由党も選挙後の倒閣運動を表明、野坂参三の帰国もあり注目的のなつていた共産党は天皇制打倒を掲げて社会党との民主共同戦線を提唱、政局は流動化の色を濃くした。⁽³⁹⁾

驟然とする中、一月一六日の松本委員会の席上、松本は総選挙の延期で特別議会は四月以降となる、同議会で貴族院改革をした後に憲法議會を召集するとすれば八、九月頃となるが、この間「最モ恐レルノハ、最近ニ於ケル様ニ天皇制ノ論議ガ激シクナツテ来ル」ことで、天皇制廃止論者はごく一部だが「附和雷同的ナ日本人ノコトデアルカラ」「コレカラ半年以上モ今ノ様ナ新聞ノ論調ガ続クト、ヤハリ国民ノ思想ニ甚ダ面白カラヌ影響ヲ与ヘル」、それを防ぐためにも速やかに「憲法ヲ改正シテ天皇制ニ対スル論議ニ一応ノ終結ヲ与ヘタイ」との見解を示し、記者会見でも総選挙告示前に憲法改正案を発表して国民に問う、選挙後の特別議会上に改正案を提出する意向を表明した。⁽⁴⁰⁾

幣原も松本の見解を支持した。一月二三日の記者会見で総選挙後の特別議会上に憲法改正案を提出する意を示すとともに、「立憲君主制はどうしても維持せねばならぬ」「国体をひっくり返して共和制にしようといふ意見は全然与することが出来ない、国民の大多数も同じだと思ふ」と語った。⁽⁴¹⁾幣原は天皇制に関する言論が「矯激ニ互ラス、極端ニ互ラスヤウニ舵ヲ執ツテ行カナケレバナラス」と答弁しており、革新勢力による天皇制に対する「乱暴な修正」を交えた議論を俎上には乗せたくないという松本と基本的見解は一致していた。つまり、保守系の有力政治家の壊滅が確実となる選挙後の議会上、新内閣が成立する前に、GHQと折衝の上で天皇制の維持を確実にする改正憲法案を既成事実化することで機先を制しようとしたのである。これと前後して二二日にGHQは極東国際軍事裁判所条例を発表、⁽⁴²⁾天皇訴追への憂慮が深まる中で、幣原は一月二四日、病中に届けられたペニシリンの返礼を名目にマッカーサーと会談する。

三 GHQ草案への幣原の抵抗と受け入れ

「羽室メモ」は一月二四日の幣原・マッカーサー会談を次のように記している。幣原は「生きている間にどうしても天皇制を維持させたい」

「協力してくれるか」と申し入れ、マッカーサーは占領軍が無血進駐できたのは天皇の力によるものとし、天皇制維持に協力すると答えた。さらに幣原は昭和天皇が平和主義者であることを強調、「つゞいてあれこれ話をしてるうちに僕はかねて考えていた戦争を世界中がしなくなる様になるには戦争を放棄するという事以外にないと考える」と話したことにマッカーサーは涙ながらに感動、「幣原は一寸びつくりした」。幣原は続けて「世界から信用をなくしてしまつた日本にとつて戦争を放棄すると云ふ様な事をハッキリと世界に声明する事それだけが日本を信用してもらへる唯一のほこりとなる事じやないだろうか」と述べ、両者は共鳴して会談を終えた。⁽⁶⁵⁾

まず、指摘すべきは、会談のメインテーマは天皇制維持と公職追放であつたことである。幣原が騒然とした政治状況の中で天皇制維持を申し入れるのは自然である。「あれこれ話」の中心は公職追放と考えられる。ケーデイス(C. I. Kades)民政局長は会談直後にマッカーサーから、会談の内容は公職追放に関するものだったが、幣原は指令の内容を理解していないので、説明するよう命じられたという。⁽⁶⁶⁾ 事実、幣原は二五、二八日に公職追放についてホイットニー(C. Whitney)民政局長、ケーデイスと会談しているし、⁽⁶⁷⁾ 幣原も二二日に昭和天皇から前田多門前文相の追放緩和をマッカーサーに申し入れるよう伝言を受けている。⁽⁶⁸⁾

戦争放棄で注意すべきは、第一に佐々木氏も指摘しているが、天皇制と「あれこれ話」を挟んだ最後に提起されたように、天皇制維持とは別問題であり、憲法九条二項にある戦力放棄に触れていないことである。⁽⁶⁹⁾ 第二に、幣原の戦争放棄提案は声明に過ぎず、これを憲法に組み込んだのはマッカーサーであつたことである。メモを読み進めば、会談後も収まらない天皇制廃止、昭和天皇訴追論に対して「マッカーサーは非常に困つたらしい。そこで出来るだけ早く憲法によつて先日話し合つた戦争放棄を世界に声明し……天皇をシンボルとすると云ふ事をハッキリ憲法に書けば列国もとやかく云はずに天皇制「擁護」へふみ切る事が出来るだろうと考えたらしい」とある。⁽⁷⁰⁾

第三に、幣原は日本が率先して戦争を放棄するとは言っていないことである。これに関連して、幣原は一九四〇年春のインタビューで、外務次官時代に連盟構想への対応が後手に回つた反省も踏まえて、著名な政治家や学者の間で議論されていた戦後秩序としての「欧州連邦案」に言及していた。これは各国の宣戦・講和権を連邦的な平和機構に差し出すもので、「単なる理想」として片づけるのではなく、「今から相当の準備をなすことが肝要」と語つた。⁽⁷¹⁾ その延長としてマッカーサーに宣戦・講和権を世界連邦に統一する究極の理想案を語つた可能性はあるが、幣原の新外交秩序に関する言動には歓迎する公式見解と、政策議論では現実的見地から慎重な態度をとる二面性があり、彼自身、「利害得失を離れて外交といふものはない」、欧州連邦案は「直ちに実現するものだとは思はれない」と語つているように、基本

的スタンスはリアリズムにあった。⁽⁷²⁾ 既述の通り、幣原は不戦条約に対して戦争を全滅する前提条件は国際組織による紛争解決システムと有効な制裁と評したように、現実的には戦争放棄は日本単独ではなく、世界各国の同時並行的な協力がなければ意味をなさない。

他方、幣原は一九四五年秋頃、「原子爆弾やそれより強い兵器が作られる様になつてはもう戦争なんか出来ない」と語り、後に枢密院で「二十年三十年ノ将来ニハ必ス列国ハ戦争ノ抛棄ヲシミジミト考ヘル」と説明した。⁽⁷³⁾ ポイントは二〇〇三〇年後、すなわち大量破壊兵器が大幅に進化を遂げた核抑止力時代の到来を前提としていることである。病床で「おそろしさ」を考え、「終戦善後策」で注意喚起を求め、第一回国際連合（以下、国連）安全保障理事会の主要テーマであつた原子力の国際管理問題を平和国家という新国是とからめ、核抑止時代を先取りすることで国際社会の対日疑念を払拭する声明の私的なアイデアを持ちかけたと推察される。だが、それは外相時代のインバクトを重視した不戦外交の延長に過ぎない。幣原は自らが起草に関わつた昭和天皇の人間宣言詔書が好評であつたことを喜んでしたが、これへのGHQの回答が公職追放令であつたことに愕然としており、マッカーサーに平和主義をアピールする必要があつた。

周知の通り、二月三日のマッカーサーノートは「国権の発動たる戦争は、廃止する」⁽⁷⁴⁾ 国家としての戦争権を否定、日本の安全は「崇高な理想に委ねる」とし、戦力の保持と交戦権（交戦団体に与えられる権利）も否定した。⁽⁷⁵⁾ 他方、幣原は松本委員会の憲法案を審議した一月三〇日の閣議で軍条項の削除を求めたが、石黒武重法制局長官は憲法に規定がなくても一般法令で軍の設置は可能との見解をとつており、幣原の意図も「大勢カラ云ヘバイツカ軍ハ出来ルト思フガ今、之ニ入レルコトハ刺激ガツヨスギル」、総選挙を目前に控えて急を要するGHQとの折衝に「一二ヶ月モ引カツテシマフ」という交渉上の配慮に過ぎなかつた。この日の閣議ではGHQに軍備保持の了解を求めることで合意、翌日の閣議で幣原は、講和は日本として「コレカラノコト」であり、宣戦布告前の戦闘行為を「憲法上ハ不法」なものにするためとはいえ、宣戦・講和権の維持を求めた。⁽⁷⁶⁾

ここが最大のポイントで、マッカーサーは国家の戦争権に加えて戦力の保持を否定して「崇高な理想」に国の安全を委ねる極端な平和主義を法的拘束力を伴う憲法に組み込むよう指示したのに対して、幣原は外交官時代から普遍的組織による安全保障には現実的見地から懐疑的であり——後述するが国連に対しても同様である——、閣議で宣戦・講和権の維持を主張していた事実からも、戦争権と戦力放棄を提案したとは考えにくい。マッカーサーが幣原の個人的な理想論にヒントを得たとしても、彼はそれを外交官・幣原の発想を越えた極端な理想主義的憲法に作りかえる根本的な改変を加えたのであり、両者の戦争放棄のコンセプトは全く異質のものと言わざるを得ない。⁽⁷⁷⁾

加えて指摘すべきは、マッカーサーはこの日の会談で幣原から憲法に戦力放棄を含む戦争放棄の新憲法の提案があったとするが、一月二四日の時点では幣原、マッカーサーともに改正憲法の内容について深く話し合いができる状況になかったことと、民政局が憲法草案起草時にマッカーサーノートとならんで基準としたSWNCC・二二八が会談の俎上にあがった形跡がないことである。

前者につき、幣原にすれば憲法改正に関するGHQとの折衝は当時進行中であつた松本委員会の憲法案を一月末から二月初旬の閣議で審議した後に行なわれるもので、この日の段階で突っ込んだ話をするのは勇み足にすぎない。憲法改正の発議権を持つ天皇の事前了解なくして、その内容についてマッカーサーに提案するなど考えられないし、天皇も二月二二日の段階で憲法改正は急ぐべきではないとしており、事前了解を与えたとも思えない。憲法に触れたとしても二三日記者会見の内容程度であろう。マッカーサーも一月中旬の段階では、憲法改正は前年一二月末に設置が決定した極東委員会（正式な発足は二月二七日）の管轄と考えていた。だが、一月一七日に訪日中の極東諮問委員会（極東委員会の前身）のメンバーがGHQのなすべき日本の統治制度改革には憲法の変革を伴うとの見解を示したのを機に、ホイットニーは憲法改正問題への動きを活発化させ、約一週間後、部下に憲法改正に関する最高司令官の権限範囲の研究を指示した。⁽⁸⁵⁾

後者について、SWNCC・二二八は一月七日の米国の国務・陸軍・海軍三省調整委員会による勧告で、天皇制を維持する場合の「安全装置」として国会議員はすべて民選とし、文民条項を加え、天皇大権（統帥、編成、宣戦・講和、戒厳）を否定、重要事項における天皇の行為は内閣の助言と承認のもとに行なわれるとしたものだが、幣原は松本案の閣議検討の中で参議院議員の官選や宣戦・講和権の維持を求め、文民条項には触れていない。⁽⁸⁶⁾ SWNCC・二二八は勧告とはいえ米国の政府レヴェルの意向であり、出先のGHQ最高司令官限りの私案に過ぎないマッカーサーノートよりも上位にあり、これを抜きにして日本の新憲法はあり得ない。一月二四日の会談で憲法改正について突っ込んだ話し合いがあつたのであれば、マッカーサーは最高機密であるSWNCC・二二八を提示できないにしても、米国の最新前提条件を示唆して基本合意を求めなければならないが、幣原の言動からして、そのようなことはなかったと考えるのが自然であり、マッカーサーも自己の権限が不明瞭な中で無責任に米国の意向を内示することはできなかったのである。

二月一日、ホイットニーは憲法改正に関する最高司令官の権限に関する研究結果をマッカーサーに上申した。最高司令官には日本の民主化と平和的傾向を有する政府樹立を規定するポツダム宣言を実施する権限があり、それには「日本の憲法構造に根本的変更を加える」必要がある。極東委員会による政策決定がなされない限り、司令官は天皇の退位以外の「無制約の権限」を有しているとした。この日、『毎

日新聞」が松本委員会の宮沢俊義の個人案をスクープ、民政局はこれを保守的な同委員会案と判断、二月一二日に予定されていた憲法に関する日本側との非公式会談で「指針」を与えるべきと上申、マッカーサーは二月三日に改正憲法の基本原則となるマッカーサーノートを示し、翌四日、ホイットニーは民政局の下僚に対してマッカーサーノートに基づく憲法草案の起草を命令した。⁽⁸⁵⁾

一方、幣原内閣は一月二九日の閣議で三月三十一日の総選挙実施と四月二〇日頃の特別議会召集の方針を決定すると（その後、公職追放処理のために四月一〇日投票、五月に議会召集に変更）、松本は特別議会に憲法改正案を提出すべく二月一〇日頃までにGHQに改正草案を提出、約二週間と予想される折衝を経て枢密院に諮詢（約三週間）、特別議会に間に合わせるとして松本委員会の憲法案の検討を求め、翌日から二月四日まで閣議で松本憲法案の検討が行なわれた。⁽⁸⁶⁾ 松本は二月一日の記者会見でGHQと折衝後、首相の諮問機関として憲法改正審議会を立ち上げて改正案を公表、国民的な議論を深めると発表した⁽⁸⁷⁾が、特別議会から逆算すると日程的にはギリギリであった。

先述の通り、一月三〇日の閣議はGHQに軍備保持の了解を求めると一致、松本は幣原了解の上で、占領終了後に軍の再建が認められても国内の秩序維持を目的とし、国連加盟時に必要となる安全保障を含む国連憲章の義務を履行するためにも軍は必要との説明書をつけ、二月八日に憲法改正案をGHQに提出した。それは国務上の天皇大権は議会や国務大臣の輔弼を通じて行なう議院内閣制で、軍を残留して兵役義務を「公共ノ為必要ナル役務ニ服スル義務」と言い換えて、将来の徴兵復活にも含みを持たせていた。⁽⁸⁸⁾

二月一三日、予定より一日遅れて憲法に関する非公式会談が行なわれた。ホイットニーは松本案を拒絶、象徴天皇制と戦争放棄を規定したGHQの憲法草案を手交、草案が受け入れられるならば「天皇は安泰になる」、これは「保守派が権力に留まる最後の機会」で、日本に「恒久的平和」に向けた「精神的リーダーシップをとる機会を与える」との説明を加え、総選挙前に日本の発案として草案の公表を求めた。松本は幣原と対応を協議、よく知られるように、日本の国情からGHQが求める急進的改革ではなく、漸進主義が適しているとの理由で再考を求める説明書を提出したが、逆にホイットニーは一八日、日本側にGHQ草案に対する四八時間以内の回答を要求した。⁽⁸⁹⁾

事態を重く見た幣原、松本は一九日の閣議で全閣僚にGHQ草案の存在が明らかにして検討を求めた。幣原、岩田宙三司法相、三土忠造内相はGHQ草案の受諾に難色を示したが、芦田均厚相は内閣より先にGHQが憲法草案を公表すればメディアの批判や政変を招きかねず、総選挙にも影響するとして自重を求めた。結局、憲法改正手続きに関する研究が必要との理由で時間を稼ぎつつ、政党領袖や民間人を加えた憲法審議会を経て国民一致の改正案を議会に提出するとのラインで、幣原からマッカーサーに説得を試みることになった。⁽⁹⁰⁾

二一日の会談でマッカーサーは「天皇を安泰にしたい」が、極東諮問委員会ではソ連、オーストラリアを中心に日本の復讐を警戒、憲法で天皇帝の廃止やその統治権の剥奪、主権在民と「戦争は断じてやらないといふ条項」を明記させる方針を確定させた、自らの最高司令官の地位も危うくなったとの虚実を織り交ぜた説明の後、天皇が「国民の信頼」を受けて皇位につくことで「天皇の権威を高からしめる」ことができる、憲法に軍備条項を置けば「軍備の復旧を企てる」とみられる、日本は「国内の意向よりも外国の思惑を考へる可き」であり、「国策遂行の為に戦争を抛棄すると声明して日本がMoral Leadershipを握るべき」と述べた。これに対して幣原は露骨に天皇の統治権を否定し、主権在民を明記しなくても、国務上の大権行使には議会と国務大臣の輔弼が必要とする松本案の通り、「すべての大権は実は議会にある」「主権は人民にありと言ふに異ならず」と反論、戦争放棄の条文化は「世界のどの国の憲法にもない異例な話で」「誰もfollowersとならない」、軍備を持たない現在の日本に「戦争などやれるものではない」、「開戦の如きすべて議会に於てキメルのであるから殊更に明文にしなく共連合国司令部を安心せしむる方法はイクラでもある」と抵抗した。だがマッカーサーは「中々承知しない」どころか、「followersが無くても日本は失ふ処はない。之を支持しないのは、しない者が悪い」、松本案では「日本の安泰を期すること不可能」で、基本形態である第一条（人民主権に基づく象徴天皇制）と戦争放棄は「譲ることも変へることも出来ない」と返した。正面からの説得に困難を感じた幣原は、会談の後半には得意の時間をかけた粘り強い交渉に転換したようである。「法文の現はし方が違ふ丈けで其精神は一致してゐる」として、草案を日本式の法文に書き直す修文により、少しでも有利な条文に組み替えようとした⁽⁹¹⁾。

翌二二日の閣議で幣原は会談結果の報告とGHQ草案の修文作業の検討を求めた。松本は難色を示したが、戦争放棄は不戦条約と思想は同じとする芦田の意見と、「さらに何かもつと大きなものを失なうおそれ」から草案の原則受諾に傾き⁽⁹²⁾、幣原と昼食をともにした松本はどこまで修文の余地があるかを確認すべくホイットニーを訪ねた⁽⁹³⁾。その際、松本は戦争放棄を前文に移して宣言的ものにする⁽⁹⁴⁾ことで法的拘束力を弱めようとしたがホイットニーは拒絶、松本は修文・翻訳を通じて「ウマク曲文」することにし、二六日の閣議で三月一日までにGHQに翻案を提出することで了解を得た⁽⁹⁵⁾。

松本はGHQの態度から戦争放棄の大幅修正は困難とみて、同条項の改訂は修飾的なものにとどめるべく作業を行なったが、再三のGHQの催促を受けて、三月四日に翻案を提出した。これを基にGHQとの間で最終案の起草作業が行なわれ、六日に「憲法改正草案要綱」が公表されるのだが、松本は四日案を中間報告程度のものと考え、事前に幣原に翻案を提出したものの、閣議には諮らなかつた⁽⁹⁶⁾。幣原は

第一、九条に「最も意を注」いだ⁽⁹⁷⁾というが、松本の二日案では、一条で天皇は「国民ノ総意ニ基キ」象徴の地位につくとし、九条一項はGHQ草案では国家としての戦争権否定と国際紛争の平和的解決の二段構成になっていたのを、「戦争ヲ国権ノ発動ト認メ武力ノ威嚇又ハ行使ヲ他国トノ間ノ争議ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ廃止ス」との一文にまとめた。これに対して幣原は一条の「国民ノ総意」を「国民至高ノ総意」と書き換えたが、九条には手を加えなかった。一条の「至高」とは国体論への配慮で⁽⁹⁸⁾、九条は不戦条約と同様、国際紛争解決の手段としての戦争を禁止し逆にいえば自衛戦争は許されるとの解釈を可能にするものであった。佐々木氏は松本修正は簡潔な日文にするにこだわる余りの不作為のものと推論するが、大事なのは、この種の国際法に詳しい幣原が、松本翻案の一条に手を加えながら、九条を追認したことであり、これは彼が戦争放棄の条文化に不服であった傍証になり得るものである。

その後、三月六日に「憲法改正草案要綱」が公表されたが、これに関する幣原とマッカーサーの説明には力点の相違があったことを指摘しなければならぬ。マッカーサーは自衛戦争を含めた戦争放棄を全面に打ち出すことで天皇制維持の安全装置と位置づけた⁽⁹⁹⁾が、幣原は七日の記者会見で戦争放棄の説明に続き、新憲法で天皇制の是非を問う国民投票が不要になった、天皇の退位規定を設けていないのは在位を求める国民の希望の表れとし、天皇制維持に力点を置いた⁽¹⁰⁰⁾。三月一日の閣議で「天子様をすてるかすてぬかと云ふ事態に直面して、あの司令部側の申出「GHQ草案」を承諾した」と語ったように、幣原にとってGHQ草案の採用は、積極的に戦争と戦力の放棄という理想を実現するよりも、改正憲法が成立すれば天皇制維持が保障されるという受動的な動機によるものでしかなかった。

四 憲法九条をめぐる葛藤

首相を退いた幣原は一九四六年四月、進歩党の総裁となり、政党政治家に転じた。幣原が政党政治家として語った政治理念は『幣原平和文庫』に多数収められている⁽¹⁰¹⁾。紙幅の都合上細かい紹介はできないが、政論の主眼は保革二大政党制の追求、破壊勢力（革新派）への批判と保守陣営の強化、自由と民主主義に対して公共心と義務を強調する保守思想で一貫していた。これに比べると戦争放棄は一月の進歩党近畿大会以外では衆議院議長としての挨拶などで社交辞令的に触れる程度で、保守思想に比べるとトーンは頗る弱い。

確かに、三月六日の「憲法改正草案要綱」発表後の幣原は、日本単独でも戦争放棄の先頭に立つとし、貴族院での憲法審議が始まる八

月までに軍備を持たないことでの経済的効果を主張するなど、独自の憲法論を構築するに至った⁽¹⁰⁴⁾。だが、これは幣原の言動全般からみた時、天皇制維持を保障する憲法を成立させるため、あるいは講和会議で好条件を獲得するためのレトリックではなかったか。実際、幣原はマッカーサーが謳歌した軍備撤廃（当初は治安維持部隊も否定）、国連依存、永世中立（東洋のスイス、在日米軍基地反対）、全面講和の基本理念⁽¹⁰⁵⁾とは正反対の発想を持ち、米ソ冷戦下での軽武装と日米協調を軸にする吉田ドクトリンに近い構想を持っていた。

幣原は憲法制定をテーマとした第九〇特別議会の答弁で、軍隊に満たない治安維持部隊は「警察力」として必要との見解を示し、満洲事変に言及した際には、雄弁討論会になりがちな連盟などの「大キナ組織ト云フモノハ、決シテ戦争ヲ縮小シ、範圍ヲ縮小シ、又終結セシメル良イ方法ヂヤナイ」と述べたほか、何国でも自国の死活問題でない限り、他国のための制裁に参加することはあり得ないとの見地から、国連が「武力制裁ヲ合理化合法化セムトスルカ如キハ、過去ニ於ケル幾多ノ失敗ヲ繰返ス所以」と評した⁽¹⁰⁶⁾。一九四七年九月三日の外務省でのヒアリングでは「日本が外国から侵略されたというような場合に、自国の将兵を犠牲にして日本を守って呉れることは有り得ない」として国連加盟に反対、ただし「米国の利害」から「日本の援助に来て呉れるかも知れない」として、米国による安全保障に期待した⁽¹⁰⁷⁾。ソ連は安全保障理事会で「頻々として拒否権を行い、決議の成立を妨げ」ているとも指摘⁽¹⁰⁸⁾、リアリズムの観点から個別的自衛権を有する加盟国団体に過ぎない国連の安全保障機能に懐疑的であった。マッカーサーの日本は「東洋のスイス」たれという言葉や、永世中立に対して、スイスは日本と違って峻険な山脈で囲まれた攻めにくい地理的環境を持ち、相当な兵力も蓄えているが、四面を海に囲まれた日本には敵が「容易に接近」できる上、「日本は一人の兵員も、一片の軍事施設も備えていません」とし、第一次世界大戦で永世中立を蹂躪されたベルギーを引き合いに、永世中立は「一片ノ紙屑ニ過ギナイ」「過去の廢物」「危険千万」と酷評した⁽¹⁰⁹⁾。

このほか、衆議院では徳田球一、貴族院では南原繁、諸橋久太郎から憲法九条下での安全保障について明答を求められたが、幣原は徳田の他の質問には答えたが本件には答えず、南原、諸橋の質問の趣旨を理想論の普遍化や抱負とやや強引に解釈した上で、一般論化した婉曲的、かつ漠然とした答弁に終始した⁽¹¹⁾。これは責任ある政治家としては不誠実なものであるが、新憲法の目指す理想と現実の矛盾を熟知していることの証左でもあると同時に、講和会議を控えた日本の生きていく道を、幣原なりに現実的に考えた結果でもあった。

当時の日本にとっての至上命題は講和条件の緩和である。幣原は第一次世界大戦で無条件降伏を強いられたドイツの例から、講和会議では日本の発言権はないとした⁽¹¹⁾。この状況下で講和条件を緩和する唯一の方法は、講和会議が開かれるまでに国際的な信用を回復して連

合国の恩恵を引き出すことである。増え続ける人口を抱える日本にとって、食糧確保とこれに必要な国内産業の育成と貿易が不可欠であるが、そのためにも賠償金を可能な限り軽減し、経済活動の自由を獲得しなければならなかった。日本の工業施設の多くを撤去するポーラー賠償案が実施されれば、日本は「餓死」するか「列国の乞食」になるしかない⁽¹¹⁾、この状況下での再軍備は「世界の疑惑と反抗を挑発し、日本を孤立無援の立場に陥れ」るし、核保有国と戦争をすれば「日本は負けるにきまつている」、原水爆の開発は財政破綻を招くと語つた⁽¹²⁾。何よりも、一九四六年六月に米国が講和条約とセツトにする対日武装解除・非軍事化条約案を公表していたように、連合国が日本に侵略軍を撃退できるだけの軍備の保有を許す筈がない⁽¹³⁾。

では、戦後日本の安全保障は具体的にどうすればいいのか。それは米ソ冷戦下での日米関係の強化により達成するのである。「終戦善後策」では列国の動向に注意して局面展開を図るとし、首相就任に際してまとめたと思われる一文でも「関係各国ノ現実ノ利害」を洞察し、ソ連には慎重にあたる一方で、米国と「共通利害ノ一致点ヲ見出スニ努メ」、対米協調を通じた「新日本ノ建設ヲ図ル」としている⁽¹⁴⁾。

最大のヒントは、「東邦研究会の創立に就て」と題した演説の草稿と思われる自筆原稿である。ここには公にされなかった部分から本音が垣間見える。幣原は、連合国は日本に再軍備を許さないとの見通しに触れ、永世中立論を批判した後、日本が侵略された場合に第三国が駆けつける安全保障条約の締結は「日本の独立性を放棄するもの」で、利害関係なき国が日本を援護するなど「無理な注文」であるし、特定の国を刺激して「侵略国に口実を仮す」ことになる。かといって特定国を刺激しないように条文をトーンダウンさせれば「条約の効果削減する」とした。そこで幣原は言う、日本が侵略されれば経済的のみならず、軍事的にも「脅威」を感じる「第三国ができて来る」、かかる第三国は日本の要請や条約の有無に関わらず、自国の利害に基づいて「自ら進んで極力対日侵略を排除するの手段を講ずることハ疑を容れませぬ」とし、「唯一の自衛策は……正義の力」とした。幣原は「正義」とは「普遍的な輿論に依つて承認されたもの」と説明しているが、文明と相容れない専制抑圧の恐怖政治を行ない、国際条約を蹂躪するソ連を正義だと考える筈はなく、国連加盟国の多数を占める西側自由主義国を暗示していると解すべきである。「第三国」も米ソ二大陣営の対立下で日米関係を重視する思考から、米国を指していたと考えるのが自然である。つまり西側、特に米国にとつてなくてはならない国になることで安全を確保するのである。

事実、幣原は一九五〇年六月二二日に対日講和条約を含む極東問題を担当していたダレス (J. F. Dulles) 國務省顧問に対して、共產主義者への警戒と再軍備による過重な経済負担への懸念から「米軍による永久占領」を求めるとともに、再軍備や米軍の駐留が行なわれな

ければ、日本の安全保障は侵略者に対する協力拒否という「消極的抵抗」しかない、その結果、多数の日本人が殺されるが、日本人には強い反露感情があり、ロシアとて八〇〇万人（当時の日本の人口）を殺すことはできず、侵略は失敗に帰すと語った。八〇〇万人は極論だが、大事なのは、日本人は絶対にソ連の味方にはならない。米国防軍につくとの意思表示である。しかも、幣原は戦前の連盟や不戦条約への二面的な言動と同様に、憲法九条の理想を高唱する一方、これを非現実的とするリアリストの側面を使い分けていた。ダレスに米軍駐留を申し入れた時期の講演録では、講和後の在日米軍基地の存在には否定的な見解を示している。

注目すべきは、憲法制定時には日本の自衛権を否認したマッカーサーが、冷戦の深化を受けた一九五〇年一月一日の新聞声明で新憲法は自衛権を否定していないと表明、朝鮮戦争勃発後の七月に警察予備隊の創設を命令すると、幣原の言動に変化が表れたことである。

衆議院議長としての国会開会式の挨拶をみても、初期は戦争放棄について「列国に先鞭をつけました」（一九四九年三月一九日）、「わが憲法は先見の明」で時機が来れば「日本の例にならうものが続出」する（同年一月一日）と力強く訴えた。だがNATOの成立、ソ連の原爆実験成功、東西ドイツ共和国と中華人民共和国の建国を経た二月一日に「敗戦以来、祖国を民主的平和的文化国家として再建」と述べて以降、世界に先駆けた戦争放棄という言葉は姿を消した。朝鮮戦争勃発後の一九五〇年七月二三日には「隣邦国民が再び平和の恵みに浴せんことを専心祈願」する、一月二二日には「国際正義に則つて、この動乱が一刻も早く収ま」ることを希望、一九五一年一月二五日には「自由と正義を愛する諸国民と手をたずさえ、積極的に世界平和の維持に貢献できる日の一刻も早く到来することを念願する」として、次第に米国を中心とする自由主義陣営への期待にシフトしていった。

特に第一〇国会の開会式が行なわれた一九五一年一月の初旬、北朝鮮軍と中国義勇軍が釜山を席捲し、事態の拡大が懸念されていた。この頃に書かれた開会式挨拶の草稿には、戦乱が日本に波及した場合は「国際法が保障するところの国家的自衛権の発動により、必要な手段を執るの已むを得ざるに至るやも知れませぬけれども、今日の処ではかゝる非常事態の発生は予想せられませぬ」と記されている。国連軍の反抗で危機を脱したためか、この一文は最終的には省かれたが、防衛線を張りながらも、かなり踏み込んだ見解である。また中島彌団次によると、この頃の再軍備に関する幣原の考えは「芦田と吉田の間」であったという。幣原の再軍備構想の具体的内容は史料が残されていないために不明だが、彼の憲法第九条観は明らかに変化していた。幣原が逝去したのは、この年の三月一〇日であった。

おわりに

外交官時代の幣原は新外交時代に対応する国際協調を高唱した。だが、連盟や不戦条約といった新外交秩序の象徴といふべき普遍主義的な枠組みの構築、強化の動きに対しては、公の席では歓迎する一方、実際の外交指導では枠組みの機能的欠陥や革命後の混乱が収まらない中ソの不安定事情を理由に消極的な態度に終始した。第二次外相期には満蒙権益の擁護をストレートに訴えるよりも、新外交秩序に配慮した東アジア地域秩序への貢献という大義名分を用いた。幣原は理念としての新外交秩序を支持したが、現実的見地からその運用には懐疑的で、不戦外交や新外交秩序を歓迎する言動にはレトリックの要素が大きかった。幣原の外交指導の特徴はリアリズムに重心を置きつつ、時代の風潮から無視できなくなった新外交理念を日本の利益擁護に適合させるべく、巧みなイメージ外交を展開したことにある。

確かに幣原は、外務省で国際法を扱う取調課・局長を歴任し、オランダへの公使赴任（一九一四～五年。この間、隣国ベルギーの永世中立が蹂躪⁽²⁷⁾されている）も第一次世界大戦の勃発で中止になったものの、国際法に基づく理想的な国際関係の構築を目指す万国平和会議の第三回会議を視野に入れていた筈で、新外交的な理想主義に共鳴を覚える要素はあった。しかし、幣原は思想家、評論家ではなく、国益を維持、増進する職業的使命を持った外交官、また政治責任を伴う政治家である。理想論を語るだけでは現実の政治責任を全うできない。第一次世界大戦後の新外交の潮流が無視できないのが現実ならば、追求すべき理想に対して、実際は絶対的な主権を持った多数の国家によって国際社会が構成され、各国は自らの利害関係に基づいて行動しているのも現実で、幣原は理想と現実の間に深いギャップがあることを誰よりも熟知していた。彼の外交指導が理想主義よりも現実主義（リアリズム）に軸足を置いたものになるのは当然である。

こうした思考パターンに加えて、晩年の国連や永世・非武装中立への疑義、公言は避けたものの、国家的自衛権への言及や米軍の駐留要請を行なったことから、戦後の日本が平和国家としてしか生きていくことができないという現実を見据えて、戦争放棄の道徳的な声明の私案を提示することはあっても、日本だけが世界に先駆けて戦争と戦力を放棄する理想的平和主義を法的拘束力の伴う憲法として実行しようとした人物であったとは考えにくい。それは幣原が松本案の閣議検討で宣戦・講和権の維持を求め、GHQ草案に抵抗した事実、そして憲法制定後の九条をめぐる葛藤からも明らかであろう。マッカーサーが幣原の私的なアイデアを、国家としての戦争権や戦力保

持を否定した法的拘束力を伴う憲法として根本的に作りかえたのである。「外交五十年」が出版された頃には、憲法九条は幣原の発案とのGHQの公式見解が示された後で、幣原はそれに従わざるを得なかっただけである。幣原の平和思想が決定的要因となって憲法九条に至ったとの「発想」「提起」説には無理があろう。

幣原の憲法九条論は彼の持論というよりも、マッカーサーの「外国の思惑を考へ」「日本がMoral Leadershipを握る」という発想に従ったものであり、それはまた、天皇、皇室を守り、講和会議で好条件を獲得する現実的な手段であった。幣原は占領下という制限された空間の中で、平和主義を公言しつつ、リアリズムを重視する政治家、外交官として戦後日本が生きていく道を模索し続けたのである。

注

(1) 最新の業績としては、古関彰一『日本国憲法の誕生』増補改訂版、岩波書店、二〇一七年、一四三～五七頁。

(2) 佐々木高雄『戦争放棄条項成立の経緯』成文堂、一九九七年。

(3) 幣原の直接の発案説を否定的しているのは、古関、佐々木両氏の前掲書に加え、田中英夫『憲法制定過程覚え書』有斐閣、一九七四年、九〇～一〇〇頁、西修『日本国憲法成立過程の研究』成文堂、二〇〇四年、二一九～三四頁。幣原の「提起」「発想」に重きを置くものは、高柳賢三『天皇・憲法第九条』有紀書房、一九六三年、七四～七頁、小林直樹『憲法第九条』岩波新書、一九八二年、二九～三五頁、河上暁弘『日本国憲法九条の成立と思想的淵源の研究』専修大出版局、二〇〇六年、九八～一三三頁、同『憲法九条の成立』（自治総研）四六〇～三、二〇一七年。このほか、日米合作説は、芦部信喜ほか補訂『憲法』第六版、岩波書店、二〇一五年、五五頁。

(4) 深瀬忠一「幣原喜重郎の軍縮平和思想と実行」（芦部ほか編『日本国憲法の理論』有斐閣、一九八六年）、河上『日本国憲法九条の成立と思想的淵源の研究』、同『憲法九条の成立』、幣原喜重郎『外交五十年』読売新聞社、一九五一年、二二一～五頁。

(5) 『外交五十年』は『読売新聞』で一九五〇年九月五日～十一月二四日に連載されたものを基としているが、幣原曰く、「出放題に話したることをそのまま速記に書き取られ」たもので、ゲラも受け取ったが「精読、加筆の暇もなく発表され」という（幣原発秋元俊吉書翰一九五〇年九月一日）『憲政資料室収集文書』憲政資料室蔵。出版本は、書き下ろし部分を除いて連載版と大きな異同はない。

(6) 山浦貫一「時の顔 幣原喜重郎」（『ダイヤモンド』一九四八年四月一日号）三五九頁。

- (7) 佐々木「大学ノート版『羽室メモ』」（『青山法学論集』四〇―一、一九九八年）八〇頁、五百旗頭真「占領期」読売新聞社、一九九七年、二〇一、二〇三―四頁。五百旗頭氏は幣原の直接発案説を否定しているが、全体的なスタンスは「提起」説に近く、憲法九条は結果的に外相時代からの平和主義の延長上線にあると結論している（同前、一九九―二二六頁）。
- (8) 入江昭「極東新秩序の模索」原書房、一九六八年、七五―八二頁、服部龍二「東アジア国際環境の変動と日本」有斐閣、二〇〇一年、一六五―九頁、同「増補版 幣原喜重郎」吉田書店、二〇一七年、西田敏宏「東アジアの国際秩序と幣原外交」（『法学論叢』一四七―二、二四九―一、二〇〇〇―一年）、同「ワシントン体制の変容と幣原外交」（同前、一四九―三、一五〇―二、二〇〇一年）、拙著「近代日本外交と『死活的利益』」芙蓉書房出版、二〇一四年。
- (9) 唯一といえるのが、伊香俊哉「近代日本と戦争違法化体制」吉川弘文館、二〇〇二年、第一章。幣原を含めて外務省は新外交秩序に消極的であった。
- (10) 服部「増補版 幣原喜重郎」。
- (11) 同右、三二六―七頁、功刀俊洋「幣原喜重郎——『平和外交』の本音と建前」（吉田裕編著『敗戦前後』青木書店、一九九五年）。
- (12) 代表的なのは、ダグラス・マッカーサー「マッカーサー回想記」下巻、津島一夫訳、朝日新聞社、一九六四年、一六三―五頁。
- (13) 「羽室メモ」は、幣原の学生時代からの親友である大平駒槌が一九四六年四月に幣原から聞いた話を中心に、息女の羽室ミチ子に書きとめさせたものである。同メモは現在も非公開であるが、本論で引用する「羽室メモ」は、制憲史に関する部分を翻刻した佐々木「大学ノート版『羽室メモ』」（九六―一八頁）に拠った。メモの来歴と評価は、同論、四五―九三頁。
- (14) 近年の日本外交史研究では、政策を立案する局・課の役割への関心が高まっている（熊本史雄『大戦間期の対中国文化外交』吉川弘文館、二〇一三年、中谷直司「強いアメリカと弱いアメリカの狭間で」千倉書房、二〇一六年）。だが、重要訓令は上局の意向で起案され（守島康彦編『昭和の動乱と守島伍郎の生涯』葦書房、一九八五年、五三頁）、幣原も決裁書類を深く読み込んで手を加えた（吉田茂『回想十年』第四卷、新潮社、一九五八年、一〇二頁、大野勝巳『霞が関外交』日本経済新聞社、一九七八年、一二―三頁）。詳細は、本論で触れる幣原のイメージ外交とともに別稿に譲るが、幣原は指導する外相で、自らが閣議稟請案や声明文を起案、局・課の意見を退けることも少なくなかった。本論で参照する外相訓令はすべて幣原が決裁したものである。
- (15) 『帝国議会関係雑纂・総理、外務向大臣演説』第三卷、1.5.22.5 外交史料館蔵。
- (16) 幣原講演録「外交管見」一九二八年一〇月一九日（『幣原平和文庫』R七、憲政資料室蔵）。
- (17) 『帝国議会関係雑纂・総理、外務向大臣演説』第三卷。

- (18) 武者小路公共(当時、政務局第二課長)「幣原さんの想出」(『幣原平和文庫』R13)。
- (19) トマス・W・バークマン「サイレント・パートナー」発言す」酒井真理訳(『国際政治』五六、一九七六年)一〇五～六頁。
- (20) 小林龍夫編『翠雨荘日記』原書房、一九六六年、四一四頁。
- (21) 『日本外交文書』(以下『日外』)大正九年第三冊下巻、八四九文書。
- (22) 幣原外相発杉村連盟事務局次長電報第一〇三号一九二四年八月二九日(『国際連盟相互援助条約仮綴』第二巻、24223外交史料館蔵)。
- (23) 貴族院予算委員会、一九二五年二月二五日。本論では煩雑を避けるため、帝国議会・国会会議録は会議名と日付のみ記す。
- (24) 幣原発石井連盟理事電報第二二六号一九二五年八月二八日(『国際紛争平和的処理条約関係一件』第四巻、E10303外交史料館蔵)。
- (25) 幣原・宇垣陸相・財部海相発加藤首相条三機密第二二四号一九二五年一月二六日(『常設軍事諮問委員会・軍備縮少委員会』第二巻、242233外交史料館蔵、幣原決裁「軍備縮小準備委員会政府代表者ニ与フル訓令案」一九二六年三月二六日(同前、第三巻)。
- (26) 『東京朝日新聞』一九二九年七月二五日朝刊。
- (27) 「幣原男私見」(『戦争抛棄ニ関スル国際会議及条約関係一件・条約案ニ対スル研究関係』第一巻、E103013外交史料館蔵)。
- (28) 幣原発伊藤連盟事務局長代理電報第七、一五号一九三〇年二月三、二六日(『国際連盟規約改正問題雑件・不戦条約ト連盟規約トノ適合ニ関スル規約改正問題』第一巻、B91061外交史料館蔵)、幣原発佐藤連盟事務局長電報第一四四号同年八月二一日(同前、第二巻)、幣原発沢田連盟事務局長電報第三〇号一九三一年六月一日(同前、第三巻)。
- (29) 幣原「年頭所感」(『帝国ノ対支外交政策関係一件』第二巻、A11010外交史料館蔵)。
- (30) 『日外』一九三〇年ロンドン海軍会議、下巻、五一二文書。
- (31) 一連の経緯は、植田隆子『地域的安全保障の史的研究』山川出版社、一九八九年、第一部第三、四章。
- (32) 「ロンドン海軍会議ニ関スル在本邦米国外大使幣原大臣会谈要録」一九三〇年二月一四日(『倫敦海軍会議一件・非公式交渉関係』第一巻、B12001-19外交史料館蔵)。
- (33) 『日外』昭和期I第一部第三巻、六四九文書、外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、原書房、一九六六年、一七四～八〇頁。
- (34) 「加藤寛治日記」(伊藤隆ほか編『続・現代史資料』第五巻、みすず書房、一九九四年)四六五～六頁。

- (35) 「日米仲裁裁判条約及調停条約締結問題関係資料」（日、米間仲裁裁判条約関係一件）第二卷、B5500J/UI 外交史料館蔵。
- (36) 幣原発松平駐英大使電報第二八三号一九二九年一月二三日（倫敦海軍會議一件・會議開催迄ノ経過（會議招請、参加関係ヲ含ム））第二卷、B12001-21 外交史料館蔵、関静雄『ロンドン海軍条約成立史』ミネルヴァ書房、二〇〇七年、六八頁。
- (37) 『日外』昭和期Ⅰ第一部第三卷、二九九文書。
- (38) 幣原「華盛頓會議ノ裏面觀其他」一九三九年二月（幣原平和文庫）R七。
- (39) 前者は幣原「義務」（思想の科学研究会編『私の哲学』続、中央公論社、一九五〇年）二〇四頁、後者は、「幣原喜重郎男随談録」（『中央公論』一九四〇年五月号）三六四頁。
- (40) ハンス・モーゲンソー『國際政治』現代平和研究会訳、福村出版、一九八六年、第一章、および、五四四〜七頁。
- (41) 拙稿「日本外務省と國際連盟軍縮、安全保障問題」（20世紀と日本研究会編『もう一つの戦後史（仮題）』千倉書房、二〇一九年刊行予定）。
- (42) 同右。安全保障面の欠陥は、植田「地域的安全保障の史的研究」第一部、森肇志『自衛権の基層』東京大学出版会、二〇〇九年、一〇一〜三二頁、柴田祐輔「國際連盟における防止措置」（柘山堯司編著『集團安全保障の本質』東信堂、二〇一〇年）にも詳しい。
- (43) 幣原平和財団「幣原喜重郎」同財団、一九五五年、五四五、五四八〜五〇頁。
- (44) 木戸日記研究会編『木戸幸一関係文書』東京大学出版会、一九六六年、五一三〜四頁。
- (45) 『日外』太平洋戦争第三卷、一二五八文書。
- (46) 『朝日新聞』一九四五年八月三〇日、九月三、五〜六日。
- (47) 木戸日記研究会編『木戸幸一日記』下卷、東京大学出版会、一九六六年、一二四一頁、松本丞治『日本国憲法の草案について』憲法調査会事務局、一九五八年、三頁、東京大学占領体制研究会『松本丞治氏に聞く』憲法調査会事務局、一九六〇年、三〜四、五九〜六〇頁。
- (48) 『日外』占領期第二卷、三五八文書、原秀成編『日本国憲法制定の系譜』第三卷、日本評論社、二〇〇九年、一二七〜三〇頁。
- (49) 『日外』占領期第一卷、六六文書付記、『毎日新聞』同月二三日、『読売報知』同日。
- (50) 太田健一ほか『次田大三郎日記』山陽新聞社、一九九一年、七九〜八〇頁。
- (51) 同右、七六、七八〜九、八七〜八頁、『木戸幸一日記』下卷、一二四二〜三頁、松本『日本国憲法の草案について』三〜四頁、『松本丞治氏に聞く』三〜五頁、

佐藤達夫『日本国憲法成立史』第一卷、有斐閣、一九六二年、二四八～九頁、原『日本国憲法制定の系譜』第三卷、三六三～四〇一頁。なお、内大臣府の憲法調査は一月二四日の同府の廃止で完全に終止符が打たれた。

- (52) 芦部ほか編著『日本国憲法制定資料全集』(1)〔以下「制定資料」〕信山社、一九九七年、一三〇～一、三二三～四、三三五～六頁。
- (53) 『朝日新聞』一九四五年一月一七日、貴族院本会議、同年二月一三日。
- (54) 貴族院本会議、一九四五年一月二八～九日、衆議院本会議、同月二八日、二月三日、衆議院予算委員会、同月四、七、八日。
- (55) 同前、一九四五年二月八、二一日、『松本丞治氏に聞く』一三～七頁、『朝日新聞』一九四六年一月二〇日。
- (56) 『読売報知』一九四五年二月二〇日、一九四六年一月八、九日、『朝日新聞』同月六日。
- (57) 進藤栄一ほか編『芦田均日記』第一卷、岩波書店、一九八六年、六三頁。
- (58) 同右、六三～四頁、小林一三『小林一三日記』第二卷、文芸春秋、一九九一年、三五六～七頁、松村謙三『三代回顧録』東洋経済新報社、一九六四年、二七二～五頁。バーンズ國務長官は内閣総辞職の場合、マッカーサーには閣僚の指名権があると説明していた(『朝日新聞』一九四六年一月八日)。
- (59) 同前、一九四六年一月二、一五日。
- (60) 『制定資料』三八六～七頁、『朝日新聞』一九四六年一月一七、二三日。
- (61) 同前、一九四六年一月二四日。
- (62) 衆議院予算委員会、一九四五年二月四日。
- (63) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』入江俊郎論集刊行会、一九七六年、九三頁。
- (64) 『朝日新聞』一九四六年一月二四日。
- (65) 佐々木「大学ノート版『羽室メモ』」九九～一〇〇頁。
- (66) 「元GHQ高官が明かす憲法第九条の秘密」(『J』「J」読売)一九九四年九月号)四四～五頁。
- (67) 会談録は、増田弘編『GHQ民政局資料』第四卷、丸善、一九九八年、一三五～七頁。
- (68) 木下道雄『側近日誌』文芸春秋、一九九〇年、一二四頁。
- (69) 佐々木「戦争放棄条項成立の経緯」九一頁、同「大学ノート版『羽室メモ』」七〇～二頁。

- (70) 同前、一〇〇～一頁。
- (71) 『幣原喜重郎男隨談録』三六一～三頁。欧州連邦案に近い「空想」的な話を幣原から聞いたという平野三郎の文書があるが、内容は杜撰極まりなく、史料として信憑性に欠けるとの佐々木氏の指摘もあり、本論では平野文書は用いない（佐々木『戦争放棄条項成立の経緯』二〇六～二二頁、平野三郎『幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について』憲法調査会事務局、一九六四年）。
- (72) 『幣原喜重郎男隨談録』三六三～四頁。
- (73) 佐々木「大学ノート版『羽室メモ』」一〇四頁。
- (74) 「二十一年三月二十日枢密院ニ於ケル幣原総理大臣ノ憲法草案ニ関スル説明要旨」（佐藤達夫関係文書）R一四、憲政資料室蔵。
- (75) 佐々木「大学ノート版『羽室メモ』」九九頁。
- (76) 幣原発大平駒槌書翰一九四六年二月四日（幣原平和文庫）R一四。幣原は追放令を「原子爆弾に襲れたるの思ひ」と表現した。
- (77) 高柳ほか編著『日本国憲法制定の過程I原文と翻訳』以下『制定の過程』有斐閣、一九七二年、七文書。
- (78) 入江俊郎法制局次長「憲法改正案ニ関スル閣議ノ論議」（『入江俊郎関係文書』R七、憲政資料室蔵）。
- (79) 幣原は後年、憲法九条の発案者とされるのを迷惑がり、マッカーサーに戦争放棄の話はしたが「憲法に入れることまで言わなかった」と語ったという（憲法制定の経過に関する小委員会第十七回議事録）以下『小委員会第〇回』一九五九年二月二日、四頁。
- (80) マッカーサー『マッカーサー回想記』下巻、一六四～五頁。
- (81) 木下『側近日誌』一四五頁。
- (82) Charles Luis Kades, *The American Role in Revising Japan's Imperial Constitution*, *Political Science Quarterly*, Summer 1989, 西『日本国憲法成立過程の研究』二八～三二、三七頁。このほか、天川晃『占領下の日本』現代史料出版、二〇一四年、第四章。
- (83) SWNCC・二二八は、『制定の過程』参考資料1。
- (84) 入江「憲法改正案ニ関スル閣議ノ論議」、同『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』六八～八六頁
- (85) 『制定の過程』三二六、八文書。
- (86) 入江「憲法改正経過手記」（『入江俊郎関係文書』R七）、同『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』六八～八六頁。

- (87) 同前、六七頁、佐藤達夫『日本国憲法制定史』第二卷、有斐閣、一九六四年、五八九～六頁、『朝日新聞』一九四六年二月二日。
- (88) 松本『日本国憲法の草案について』七～九頁、『制定資料』三〇六～一七頁。
- (89) 『制定の経過』一六～八、二〇B文書、松本『日本国憲法の草案について』二二～六頁、同『司令部側トノ交渉一般』(『松本文書』東京大学法学部法制史資料室蔵)。
- (90) 『芦田均日記』第一卷、七五～八頁、『小林一三日記』第二卷、三七七～八頁。
- (91) 『芦田均日記』第一卷、七八～八〇頁、『小林一三日記』第二卷、三八〇～一頁。幣原は交渉にあたって相手との対立を避けながら、粘り強い交渉を通じて自分のベースに引き込むことを得意としていた(武者小路公共「幣原氏を偲ぶ」『読売新聞』一九五一年三月一日)。
- (92) 『芦田均日記』第一卷、八〇頁、『憲法調査会第五回総会議事録』〔以下『第〇回総会』〕一九五七年一月六日、一三頁。
- (93) 『松本丞治氏に聞く』五七頁、松本『日本国憲法の草案について』一六～七頁。
- (94) 『制定の過程』一三文書、松本『司令部側トノ交渉一般』、同『日本国憲法の草案について』一六～二〇頁、『小林一三日記』第二卷、三八二頁、『第四回総会』一九五七年一〇月一六日、一六～八頁、『第五回総会』一三～四頁。
- (95) 佐々木『戦争放棄条項の成立経緯』第四章第三節。
- (96) 『第五回総会』一四～五頁、『小委員会第十三回』一九五八年一〇月二三日、七、一六頁、松本『日本国憲法の草案について』二〇～一頁、入江『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』二〇五～六頁。
- (97) 木下『側近日誌』一六三頁。
- (98) 『第四回総会』一八頁、『小委員会第十三回』七～八頁、佐藤(佐藤功補訂)『日本国憲法制定史』第三卷、有斐閣、一九九四年、四五五頁。三月二、四日案とも『松本文書』所収。

幣原の国体観について、一九四六年の紀元節に際して用意した一文には、神話と歴史の混同は否定すべきだが、敗戦を境に「日本と日本人と日本歴史とを否定し軽蔑するのが……進歩的」とするのは「浮薄の風」であり、「神話もまた神話として国民生活にとつて深甚なる意義を有する」、「皇室が国民生活の中心たりし事実を否定するものではない」とある(『幣原首相の紀元節の所感』『幣原平和文庫』R六)。その国体観を反映したのが、昭和天皇の「人間宣言」詔書に対する英文の幣原草案である(『人間宣言』に関する研究は、大原康男『神道指令の研究』原書房、一九九三年、第三章、岡崎匡史『日本占領と宗教改革』学術出版会、二〇一二年、第二章第一節、佐々木『人間宣言』の成立経緯について』『青山法学論集』五三―三、二〇一一年)。

GHQの一部局であるCIE（民間情報局）が持ち込んだ当初案には、「かかる結合『天皇と国民の關係』は、神話、伝説のみによるものでなく、『英語の原文は…セミロン』日本人は神の子孫であり、他の国民より優れ、他を支配する運命を有するという誤れる觀念に基づくものではない」とあり、神話・伝説の中に「誤れる觀念」（侵略イデオロギーとしての国家神道）があるとも解釈できた。これに対して幣原草案は、CIE案のセミロンをドリオドに変えて文章を切ることで、天皇制の思想的根拠である神話・伝説と「誤れる觀念」を明確に分離し、「誤れる觀念」も「日本人の責めに帰せられる架空の觀念」と言い換えて連合国側の誤解とした（CIE草案は、「学習院長山梨勝之進／浅野長光文書」学習院アーカイブス蔵、幣原草案は、『幣原平和文庫』R七。傍線部は著者）。つまり、幣原は天皇制の根拠を神話にある「万世一系」の物語にあると考え、その一線を守ろうとしたのである。

幣原は詔書と同時に発表された謹語で、昭和天皇の希望で詔書に加えられた五カ条御誓文の精神を高唱したが、「人間宣言」には一言も触れなかったし（朝日新聞）一九四六年一月一日、『幣原平和文庫』にある数多の自筆原稿には、国民（人民）主権の意義を訴えようとした跡はなかった。幣原とGHQは天皇制維持という目的では一致していたが、天皇制に関するコンセプトは異なっていた。

(99) 佐々木「戦争放棄条項の成立経緯」第四章第三節。

(100) 同右、四九～五二頁。

(101) 『朝日新聞』一九四六年三月八日。

(102) 入江「憲法改正経過手記」。

(103) 「幣原進歩党総裁挨拶」一九四六年五月一日、「幣原総裁の挨拶」同年六月一九日、「進歩党代議士会挨拶」同年一〇月二二日、「日本進歩党関東大会」同年二二日、「進歩党近畿大会挨拶」同年十一月一日、「二二日」日、「進歩党代議士会への挨拶」同年二四日、「進歩党青年部大会への挨拶」同年十二月二二日、「進歩党代議士会」一九四七年一月三〇日、「民主党支部長会議挨拶」、「新党結成式声明書前文案」、「廿二年十月十日党大会」（『幣原平和文庫』R一九）。

(104) 佐々木「戦争放棄条項成立の経緯」一一五～一二三頁。

(105) 豊下楯彦「昭和天皇・マッカーサー会見」岩波書店、二〇〇八年、九六～八、一〇〇～一、一一一～六頁、マッカーサーの構想とこれに反対する米軍内部の論争は、柴山太「日本再軍備への道」ミネルヴァ書房、二〇一〇年、第一～五章に詳しい。

(106) 引用順に、貴族院帝国憲法改正案特別委員会、一九四六年九月一三日、同予算委員会、同年八月二三日、同本会議、同月二七日。幣原は何国でも自国の死活問題でない限り、他国のための武力、経済制裁に参加することはあり得ないと考えていた（幣原『外交五十年』二九五～六頁）。

- (107) 『日外』サンフランシスコ平和条約・準備対策、六〇文書。
- (108) 幣原「時局雜観」(『幣原平和文庫』R五)、幣原講演録「内外情勢と日本経済」(『先見経済』一九五〇年六月一四日号)七〜五頁。
- (109) 幣原「時局雜観」、同「内外情勢と日本経済」八頁。
- (110) 幣原「全国民に訴ふ」(『先見経済』一九四八年五月一日号)四〜五頁、『読売新聞』一九五〇年一月一日、幣原「絶対平和への道」(『東京新聞』同年五月三日)、同「新日本の前途」(『幣原平和文庫』R五)、同「東邦研究会の創立に就て」(同前、R六)。
- (111) 衆議院本会議、一九四六年六月二四日、貴族院本会議、同年八月二七日、一月三〇日。
- (112) 大平駒槌によると、核抑止力が働かない小規模紛争や近隣有事が想定される中での戦力放棄のリスクについて、「幣原もそれをわかつてのやむを得ぬ事なのだ」という(『戦争放棄条項と天皇制維持の関連について』憲法調査会事務局、一九五九年)。
- (113) 『読売新聞』一九五〇年一月一日。
- (114) 同右、一九四八年一月三日。
- (115) 幣原「憲法記念日式典」一九四九年五月三日(『幣原平和文庫』R六)。
- (116) 幣原「内外情勢と日本経済」八頁。
- (117) *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States* [以下FRUS], 1946, vol. 8, pp. 153-5.
- (118) 幣原「全国民に訴ふ」、同「新日本の前途」、同「東邦研究会の創立に就て」。
- (119) 「新日本建設ト対外政策ノ問題ニ就テ」一九四五年一月一日(『幣原平和文庫』R二〇)。
- (120) 幣原「新日本の前途」。
- (121) 幣原のソ連観は、一九二四年一月八日の説明(『枢密院会議議事録』第三四卷、東京大学出版会、一九八六年、二四一〜六頁)、「幣原喜重郎男随談録」三六四頁、幣原「日ソ」両国ガ中立条約ヲ締結セル各自ノ目的」一九四一年四月(『幣原平和文庫』R七)。
- (122) *FRUS*, 1950, vol. 6, pp. 1231-2. 幣原は交渉でブラフを用いることがあり(武者小路「幣原氏を偲ぶ」、八〇〇〇万人もそれだろう)。
- (123) 幣原「内外情勢と日本経済」一〇頁。
- (124) 衆議院本会議、一九四九年三月一九日、一月一日、二月二五日、一九五〇年七月一三日、二月二三日、一九五一年一月二五日。

- (125) 「第十回国会開会式辞」(『幣原平和文庫』R一九)。一九四六年一月には「国家的自衛権」に否定的だった(『進歩党近畿大会挨拶』)。
- (126) 進藤栄一ほか編『芦田均日記』第三卷、岩波書店、一九八六年、四三四頁。芦田は米ソによる第三次世界大戦の可能性が高まっているとして、再軍備と積極的な国連協力を求める意見書をGHQに提出、二月二十八日の『朝日新聞』でこれを公表したが、吉田首相は財政上の理由と講和会議への影響から「兵力」以外の方法で国を守るべきと反論していた(『朝日新聞』一九五〇年二月二十八〜九日)。
- (127) 幣原はオランダからの帰国時の談話で、ベルギーがドイツに蹂躪されて惨憺たる状況に置かれ、各永世中立国の中立維持も予断を許さない、オランダも一時は食糧事情が危機的な状況に陥ったと語っている(『東京朝日新聞』一九一五年一月二八日)。
- (128) 著者は「幣原平和文庫」と、議会・国会議事録、新聞・雑誌の記事を可能な限り調査したが、幣原自身が憲法九条の発案者であると公言したのは、GHQが憲法九条の発案者は幣原であり(ホイットニー民政局長談「朝日新聞」一九五〇年一月一日)、その「concept (構想)」に基づくとの公式見解を明らかにした(*The Nippon Times* 同年一月一日)後に公刊された「外交五十年」だけであった。同書の憲法の項は「読売新聞」の連載時にはなかったが、連載最終日に新憲法起草過程も含めて近日中に刊行すると発表された頃には(『読売新聞』同月一四日)、幣原は自らが発案者であると証言する以外に選択肢はなかった(『The Nippon Times』の記事掲載に至る過程は、西「日本国憲法成立過程の研究」二二九〜三二頁)。なお、一部記者に対して自らが発案者であると語ったのは、改正憲法を成立させなければならない立場から嘘をついたと考えられるケースである(佐々木『戦争放棄条項の成立経緯』七八〜九頁)。「外交五十年」(二二二〜三頁)では、一九四五年八月二十五日に国民は何も知らされずに戦争に突入し、敗戦の憂き目にあったと泣き叫ぶ男に邂逅したことが、憲法九条の動機になったとしている。だが、終戦・憲法記念日に関する幣原の談話、原稿の中で(幣原「一年前の回顧」一九四六年八月一日、同「憲法記念日式典」一九四九年五月三日、同「平和の先駆者」同年八月一日『幣原平和文庫』R六)、男の話が初めて出てくるのは「絶対平和への道」(『東京新聞』一九五〇年五月三日。当時は翌日付け発行の夕刊紙二日発行)であり、しかも憲法九条ではなく、民主的な憲法起草の動機として登場している。「絶対平和への道」が発表された翌三日夕刻、マッカーサーは幣原や佐藤参議院議長らと会談した際、同行者に聞かせるように憲法制定時に幣原から戦力放棄の提案があったと語った(『小委員会第八回』一九五八年七月一〇日、一三〜六頁)。これは九条幣原発案説に触れていない「絶対平和への道」は不十分との意思表示といえ、一月一日の*The Nippon Times*の記事はダメ押しになったといえる。幣原の言動は、GHQの公式見解に動かされた可能性が高い。幣原が「戦争放棄はわしから望んだことにしよう」洩らしたとの挿話は(村山有『終戦の頃』時事通信社、一九六八年、七七頁)、あり得る話である。